



離婚給付契約公正証書

(養育費の支払)

第■条 Aは、Bに対し、Cの養育費として、平成□□年□月から次のとおり支払義務のあることを認め、これを毎月末日限り、Bの指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。支払いに要する費用は、Aの負担とする。

- ① Cが満20歳に達する日の属する月（平成□□年□□月、ただし、Cが4年制の大学に進学した場合には、平成□□年3月）まで1か月金■万円ずつ。
- ② 平成□□年3月（Cが小学校に入学する前月）に金■万円を加算する。
- ③ 平成□□年3月（Cが中学校に入学する前月）に金■万円を加算する。
- ④ 平成□□年3月（Cが高等学校に入学する前月）に金■■万円を加算する。